

## 長期優良住宅建築等計画の認定に係る「技術的審査」について

岡山県建築住宅センター株式会社は、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁が行う長期優良住宅建築等計画の認定を支援するため、認定申請に先立って、申請者様のご依頼に応じて、当該計画に係る「技術的審査」を行い、申請者様に対して「適合証」を交付しています。

### 1. 業務の内容

長期優良住宅建築等計画の認定基準10区分のうち、所管行政庁が定める区分の技術的審査及びその適合証の交付（なお、当センターは適合証の交付をするもので、認定通知書は各所管行政庁にて交付されます。）

※ 所管行政庁：岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、新見市、笠岡市

### 2. 業務区域

岡山県内全域

### 3. 対象建築物

新築住宅	一戸建て住宅及び共同住宅等
既存住宅の増築・改築	一戸建て住宅及び共同住宅等

### 4. 料 金

#### ◆ 一戸建て住宅

(消費税込)

	長期優良住宅単独	設計住宅性能評価併用
新築	39,600	5,500
増築・改築	72,600	

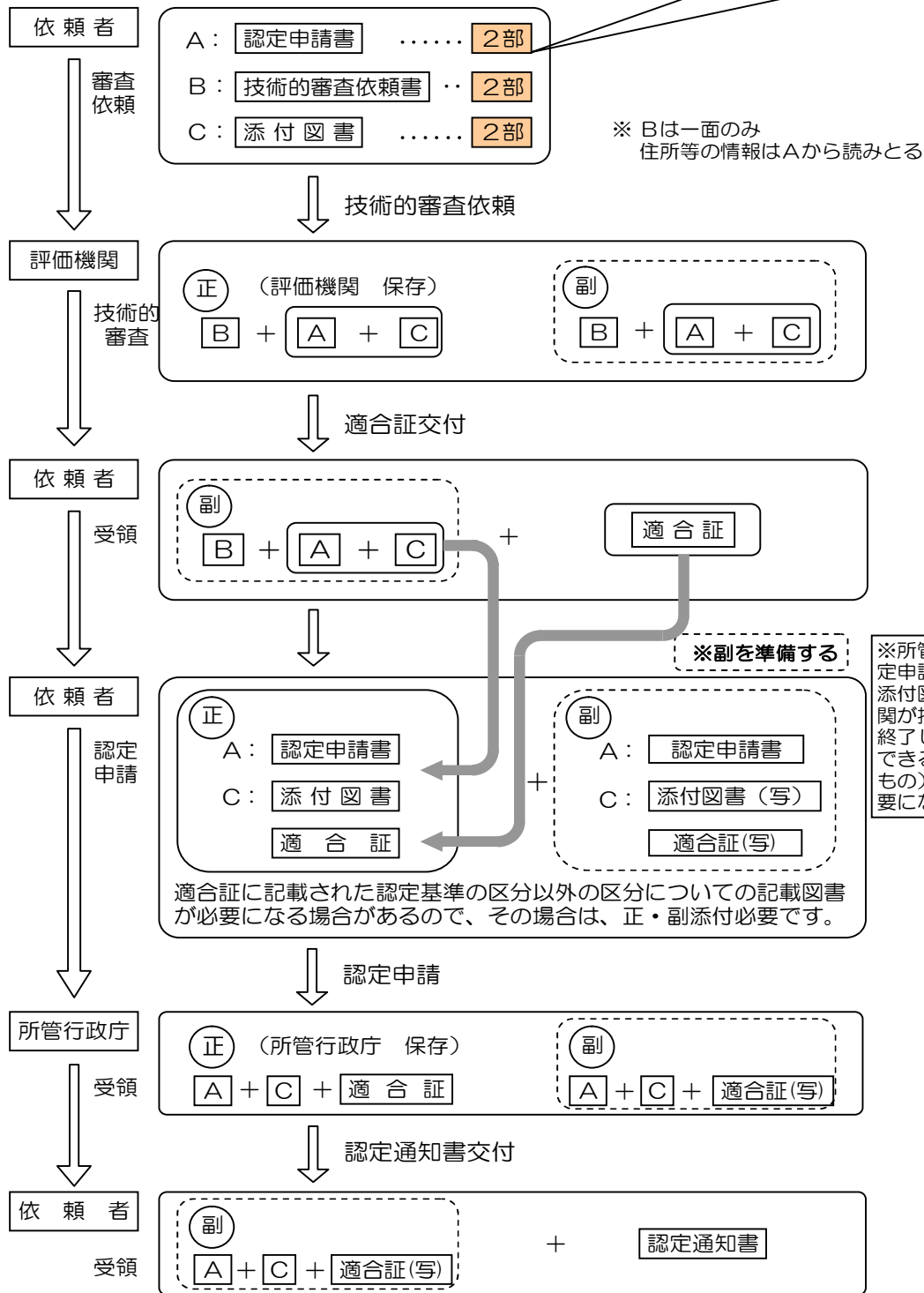
岡山県建築住宅センター株式会社

HP : <http://ww31.tiki.ne.jp/~okkjs>

本 店 TEL 086-243-3266 FAX 086-243-3267

## < 依頼図書の流れ（一般の流れ） >

**【増築又は改築の場合】**  
 現況検査を行い状況調査書が必要になります。



※所管行政庁に認定申請する際は、添付図書（評価機関が技術的審査を終了した旨が確認できる押印されたもの）の写しが必要になります。